

熊本市植木火葬場火葬業務委託仕様書

1 件名

熊本市植木火葬場火葬業務委託

2 目的

本仕様書は、熊本市植木火葬場（以下「火葬場」という。）における運営管理業務（以下「業務」という。）について、熊本市火葬場条例及び熊本市火葬場条例施行規則に基づき、安全かつ適正に遂行するため必要な事項を定めるものである。

3 履行場所

熊本市北区植木町滴水626番地 熊本市植木火葬場

4 履行期間

令和8年（2026年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで（3年間）

5 施設概要

（1）施設名称： 熊本市植木火葬場

（2）所在地： 熊本市北区植木町滴水626番地

（3）施設概要

建設年度：令和7年9月（令和7年10月供用開始）

敷地面積：6,291.53 m²

建築面積： 509.65 m²

延床面積： 614.80 m²

建築構造：鉄骨造 地上2階建て

施設内容：火葬炉（2基）、風除室、ロビー、待合ロビー、事務室、給湯室、
取骨室、炉前ホール（告別室）、機械室、残灰室、更衣室、監視室、
シャワー室、駐車場

6 休場日及び使用時間

（1）休場日

火葬場の休場日は1月1日とする。

ただし、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

（2）使用時間等

火葬場を使用できる時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
火葬のために遺体を搬入できる時間は、午前9時から午後3時までとする。
ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

7 火葬炉数、受入件数

- (1) 火葬炉数：2炉（使用燃料：灯油）
- (2) 受入件数：1日最大4件

8 業務内容

- (1) 火葬に関する業務
 - ア 灵柩車の誘導及び棺の受入、運搬に関する業務
 - イ 会葬者の案内・誘導等に関する業務
 - ウ 火葬許可証及び火葬場使用許可申請書の確認・受理
 - エ 告別に関する業務
 - オ 火葬及び整骨に関する業務
 - カ 収骨に関する業務
 - キ 火葬日時その他必要な事項を記入した火葬許可証の返却
 - ク その他、火葬に伴い必要な業務
- (2) 火葬炉設備の運転管理業務
 - ア 火葬炉の安全確認、監視及び運転操作に関する業務
 - イ 火葬炉設備の日常点検、調整及び軽微な補修
 - ウ 火葬炉及び機械器具等の清掃
 - エ 残骨灰の清掃、保管、運搬に関する業務
 - オ 火葬炉周辺の清掃、炉床保護剤の使用等の火葬準備
 - カ 火葬燃料使用量の管理及び燃料の補給に関する業務
 - キ その他、火葬炉設備の運転管理に伴い必要な業務
- (3) 予約受付及び使用料徴収に関する業務
 - ア 斎場予約システムによる予約管理
 - イ 火葬場利用に関する照会、電話予約等への対応
 - ウ 火葬場使用料の徴収、領収書の発行、指定金融機関への払込
 - ※ 詳細は別途、熊本市植木火葬場使用料収納事務委託契約書で定めるものとする。
 - エ 出納金整理簿の作成、報告
 - オ その他、予約受付及び使用料徴収に伴い必要な業務
- (4) 施設の維持管理業務
 - ア 施設の施錠管理

- イ 施設及び敷地内の日常清掃業務
- ウ 施設に付属する備品等の日常清掃および整頓
- エ 衛生消耗品等の管理、補充
- オ 植栽等の管理、除草等
- カ 空調設備、給排水設備、電気設備等の運転操作及び日常点検
- キ 自動体外式除細動器（AED）の管理及び日常点検
- ク 委託者が実施する設備等の保守点検・修繕等の際の立会い
- ケ 施設及び設備に故障等を発見した場合の応急の措置及び報告
- コ その他、施設の維持管理に伴い必要な業務

（5） その他の業務

- ア 前各号に掲げる業務に付随する業務
- イ 日報、月報の作成・報告
- ウ 業務を円滑に行うための報告・連絡
- エ 事故及び非常時、故障及び修理の必要な箇所を発見したときの適切な措置並びに報告及び連絡
- オ 業務上必要な図面・図書・台帳、工具・器具、消耗品・予備品等の管理
- カ その他、委託者の指示する事項

9 業務従事者

（1） 業務従事者の配置

受託者は、業務を行うための職員（以下「従事者」という。）を次のとおり配置する。現場責任者と技術者は兼任することができるが、2人以上の従事者を常駐させるものとする。

- ア 現場責任者 1名
- イ 技術者 2名

※ 予約状況に応じ、火葬等が適正に行える人員配置を行うこと。

（2） 資格を有する者の配置

危険物（灯油）の取扱いについては、危険物取扱者（乙種第4類）が取扱うか又は立会うこと。

（3） 業務時間

- ア 委託業務時間中は、当日の業務を完全に遂行するために必要な従事者を配置する。
- イ 委託業務時間は、原則として、火葬場営業日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ウ 休場日は、委託者が必要と認める範囲において、委託業務時間を定める。
- エ 会葬者の到着遅れ等により、委託者が必要と認めたときは、委託業務時間の

延長又は変更がある。

(4) 服装

受託者は、従事者に安全かつ清潔な統一した服装を着用させ、名札等により従事者であることを明らかにすること。

(5) 緊急事態発生時の勤務体制

地震等の大規模災害や大事故、感染症等の拡大等により、火葬件数が著しく増加する場合及び火葬場の機能に重大な支障が発生した場合に備えて、受託者は、勤務時間・勤務体制受付時間等の変更や人員の増員・機器材の準備等について、最大限の協力をすること。

1 0 提出書類等

(1) 受託者は、業務着手にあたり次の書類を年度毎に提出すること。なお、変更があった場合は速やかに変更届を提出すること。

- ア 業務着手届
- イ 現場責任者届
- ウ 業務従事者名簿及び職務分担表
- エ 緊急連絡体制図
- オ その他、委託者の指示する事項

(2) 受託者は、業務実績を明らかにするため、本仕様書により実施した業務内容の報告書を提出すること。

- ア 月報を翌月5日までに提出すること。
- イ その他、委託者が提出を求めた書類については、その都度速やかに提出すること。

1 1 経費の負担

(1) 受託者の責に帰する事由によって市または第三者に損害を与え、または紛争を生じさせたときは、速やかに委託者に報告するとともに、受託者の負担においてこれを賠償すること。ただし、その損害が委託者の責に帰する事由によるときは、その損害のために生じた経費は委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者が協議して定める。

(2) 業務において受託者が負担すべき費用は次に掲げるとおりとし、これを除く費用は委託者の負担とする。

- ア 業務に係る人件費及び管理費
- イ 従事者の作業服等
- ウ 受託者と従業者の連絡等の経費
- エ 受託者の責めにより必要となった経費

- オ 業務遂行上必要な事務用消耗品等の経費
 - カ 火葬炉及びその他関係設備の運転操作に係る研修等の費用
 - キ その他、委託者と協議のうえ受託者が負担すべき費用として認めたもの
- (3) 業務において必要な工具、作業用機械器具等の資機材、備品等は委託者より貸与する。
- (4) 施設の運営に要する消耗品費、燃料費、光熱水費及び通信費については、委託者の負担とするが、受託者はこれらの経費削減に努めなければならない。
- (5) 次に掲げる経費の負担については委託者と受託者が協議して定める。
- ア 災害の発生等により、委託者が通常と異なる業務体制を取ったため、受託者が必要となる経費
 - イ 業務上新たに必要となり、負担の不明確な経費

1 2 施設等の使用

- (1) 受託者は、業務を行うにあたり、施設ならびに当該施設に属する設備及び備品等を無償で使用することができるものとする。
- (2) 受託者は、故意又は過失により施設ならびに当該施設に属する設備及び備品等を損傷又は滅失したときは、原形回復又は損害賠償しなければならない。
- (3) 受託者は、業務を行うにあたり省資源化に努めること。
- (4) 預託された鍵は受託者において厳重に保管することとし、複製してはならない。本業務の契約期間満了時には委託者へ返却すること。

1 3 業務の引継

受託者は、契約が満了する日までに委託者が必要と認める時期において、次期業務受託者等、委託者が指定する者への業務の引継ぎを行わなければならない。また、委託者が指定する者への業務引継は、引継書及び現地指導によるものとし、引継書の内容については、委託者の承認を得なければならない。

1 4 業務上の留意事項

- (1) 火葬場の公共性及び火葬業務の社会的重要性を十分に認識し、誠実に業務を遂行しなければならない。また、来場者の対応にあたっては、市民等の持つ宗教的感情に配慮し、言語・態度等に留意し、不快感を与えることのないようにしなければならない。
- (2) 業務にあたっては、火葬炉設備及びその他の設備に関する取扱説明書や操作マニュアル等に基づき、設備の性能を十分に發揮し、安全・衛生的かつ効率的に実施するとともに、公害防止に配慮しなければならない。
- (3) 業務にあたっては、墓地埋葬等に関する法律、熊本市火葬場条例、電気事業法、消防法等関係する法令に従うこと。

- (4) 受託者は、火災や事故の防止に努め、安全の確保のために必要な措置を講じなければならない。
- (5) 業務に関連して、金品の授受又は要求をしてはならない。
- (6) 業務上知り得た秘密は他へ漏らしてはならない。本業務の契約満了後も同様とする。

1 5 その他

この仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。